

## まちの底力応援補助金について

**1. まちの底力応援補助金とは**

市民と行政が協働により暮らしやすい、魅力あるまちづくりを推進するため、市内で自主的に公益的な活動を行う団体によるまちづくり事業に対し補助金を交付するものです。

**2. 補助対象事業**

補助金の交付対象となる事業は、地域の活性化や課題解決を目的とした市民が受益者となり得る公益的な事業（困っている人が助かる、地域の困りごとが解決に近づく等）で、申請しようとする事業に対して、那珂川市から直接、ほかの補助金等の交付を受けていないものです。

**3. 応募団体の要件**

補助金の交付対象となるのは、次の要件を満たす「団体」です。

- (1) 市内に活動拠点を有した団体であること
- (2) 5人以上で組織する団体であること
- (3) 団体構成員の過半数が、市民（市内に勤務、通学する人を含む）であること

**4. 補助回数と補助金交付額**

補助金交付は同一の対象団体による同一の事業に対し、7回を限度とし、実施する事業における補助対象経費を対象に、補助金交付の回数に応じ、下表に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付します。

補助金交付回数	補助金の額（上限）	自己資金割合
第1回目、第2回目	10万円	0%
第3回目、第4回目	7万円	10%
第5回目、第6回目、第7回目	5万円	20%

※令和3年度より、補助終了後も継続して事業を行っていただけるよう、総事業費に対する自己資金の割合を設定しております。

※公園の美化及び清掃活動に対する補助は、交付回数に関わらず5万円を上限とします。

**5. 必要書類**

- (1) 那珂川市まちの底力応援補助金事業認定及び交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 補助金交付申請額明細書（様式第3号）
- (4) 団体概要書（様式第4号）
- (5) その他添付書類（総会資料、団体規約、構成員名簿、前年度の会計報告、活動内容等の情報が分かる書類）

## 6. まちの底力応援補助金を交付された団体

今年度、補助金交付が決定された団体一覧・・・資料⑦

## 7. まちの底力応援補助金の制度の変遷について

コカ・コーラウエスト株式会社（※現：コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社）から他自治体の事例として紹介があり、那珂川町も実施しませんかと提案を受ける。

平成 19 年度に制度設計を行い、平成 20 年 3 月 24 日「市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱」を制定。平成 20 年度から補助事業の募集を開始。

市内に設置している「まちづくり自動販売機」の売上の 20%が市に入る仕組みとなっており、まちの底力応援補助金を含む様々な事業に活用されている。

(変遷について)

平成 20 年度：最大補助額 10 万円×最長 3 回として制度開始。

平成 24 年度：最大補助額 10 万円×最長 7 回(3. 4 回目は最大 7 万円、5. 6. 7 回目は最大 5 万円)

令和 2 年度：補助対象費用の明確化(市の補助金交付要綱の対象費用を参考)と、対象科目に備品購入費を新設。

令和 3 年度：補助金の名称を、これまで通称として使用されていた「まちの底力応援補助金」に変更。

令和 4 年度：条件付きで食糧費(お弁当代)を補助対象に追加。

※1：イベント等におけるスタッフ・参加者で、食事時間をまたいで活動する必要性がある場合に限り、お弁当代を 1 人 1 回あたり 500 円まで補助します。持ち帰り分は補助対象外とします。

平成 24 年度から令和 2 年度の間にも、補助対象費としての飲料代を 100 円から 120 円に変更するなど、より団体の実情に即した制度となるよう適宜改正を行っております。

## 8. 今後のまちの底力応援補助金の制度について

(1) 前回(令和 5 年 8 月 1 日)の委員会での意見

まちの底力応援補助金の課題について

①補助金の周知方法について検討が必要ではないか。

➡3 月号方法で補助金の内容について周知することと併せ、新たに市やボランティア支援センターくるりんボの公式 LINE によりプッシュ通知を検討しています。

②不採択となった団体に対し、その理由を伝え改善に結び付ける。

➡令和 5 年度に不採択となった 2 団体に対し、不採択理由について説明を行っています。

③団体が補助金頼りになってしまうのではないか。

➡令和 3 年度から総事業費に対する自己資金率を設定し、補助金終了後も自走できる仕組み作りに取り組んでいます。

④継続性に疑義があることが理由で不採択になるのは団体の成長を奪ってしまうので、単年度の事業で申請ができないか。7 年間継続する前提はハードルが高い。

➡次項での審議事項とします。

## (2) 新たな制度の導入（案）

前回の委員会でのご意見を踏まえ、本補助金と類似した近隣自治体で実施している事業も参考にしつつ、新たな制度の導入についてご意見をいただきたい。

（資料⑧）久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助金（一部抜粋）

単年度と継続の事業でそれぞれの部門を設置する。

（例） a. 単年度事業部門

- ・ 交付は1年のみ
- ・ 補助最大額を通常継続事業よりも少額にする
- ・ 初めて本補助金を受ける団体のみ対象（構成員の大多数が同じ別の団体は不可）
- ・ 提出書類の簡略化

b. 継続事業部門

- ・ 初回申請時に大まかな翌年度以降の計画を提出、ヒアリング